

公 示 日 : 2021 年 8 月 25 日(水)

調達管理番号 : 21a00599

国 名 : エチオピア国

担 当 部 署 : 人間開発部基礎教育グループ基礎教育第二チーム

調 達 件 名 : エチオピア国学校運営改善アドバイザー業務

## 1. 担当業務、格付等

(1) 担 当 業 務 : 学校運営改善アドバイザー業務

(2) 格 付 : 3号

(3) 業務の種類 : 専門家業務

## 2. 契約予定期間等

(1) 全体期間 : 2021 年 10 月下旬から 2023 年 10 月中旬

(2) 業務人月 : 現地 12.50 人月、国内 2.50 人月、合計 15.00 人月

(3) 業務日数 :

・ 2021 年度 (2021 年 11 月~2022 年 3 月) : 現地業務 90 日、国内整理 15 日

・ 2022 年度 (2022 年 4 月~2023 年 3 月) : 現地業務 180 日、国内整理 10 日

・ 2023 年度 (2023 年 4 月~2023 年 10 月) : 現地業務 105 日、国内整理 25 日

渡航回数 : 計 8 回 (目安)

具体的な渡航回数・業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

### (4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の18%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後12ヵ月以降) : 契約金額の18%を限度とする。

3) 第3回(契約締結後24ヵ月以降) : 契約金額の4%を限度とする。

### (5) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します<sup>1</sup>。

- 1) 2021 年度末 (2022 年 2 月頃)

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 2021 年 9 月 15 日(水) (12 時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ

➤ 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)  
[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf)

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- ◇ 評価結果の通知 : 2021 年 9 月 29 日(水)までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・  
選考の上、契約交渉順位を決定します

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| (1) 業務の実施方針等 :     |           |
| ① 業務実施の基本方針        | 16 点      |
| ② 業務実施上のバックアップ体制   | 4 点       |
| (2) 業務従事者の経験能力等 :  |           |
| ① 類似業務の経験          | 40 点      |
| ② 対象国又は同類似地域での業務経験 | 8 点       |
| ③ 語学力              | 16 点      |
| ④ その他学位、資格等        | 16 点      |
|                    | (計 100 点) |

---

<sup>1</sup> 当機構は中期目標管理法人に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

類似業務経験の分野	学校運営の改善に係る各種業務
対象国／類似地域	エチオピア／アフリカ地域
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱

## 6. 業務の背景

エチオピア連邦（以下、「エチオピア」という。）政府は教育セクター開発プログラム V (ESDP V, 2015/16-2019/20) を策定し、「教育の質」をプログラムの優先課題とし、初等・中等学校の子どもたちが受ける教育の質を向上するための政策を実施してきた。2004 年に導入された学校改善プログラム（School Improvement Program, 以下、「SIP」という。）はその主要なものであり、コミュニティの支援を得ながら学校の環境や学校運営の改善を目指すため、各学校が満たすべき最低基準を定め、その基準を満たすために各学校が計画を策定・実施する仕組みを整えた。2009 年からは、世界銀行が一般教育質向上プログラム（GEQIP）を通して、各学校が策定した計画の実施のための学校運営交付金の支援等を行っている。

SIP の実施によって、各学校は最低基準を満たすように、学校運営の中心的役割を担っている PTSA (Parents Teachers Students Association) による独自の取り組みが行われるようになった。これにより、教室や学校組織のジェンダーバランスの改善など、学校運営の改善に一定の効果がみられる。しかし、現在のエチオピアの学校運営制度では、SIP の計画・実施・評価のサイクルを自律的に運営するための各学校・コミュニティの能力が十分ではない点や、交付金の交付を中心とする SIP の導入が必ずしも学習成果の改善に繋がっていない点が問題となっている。また、2014/2015 年の全国調査では最低基準を満たす学校の割合が 21.4%であったのに対し、2017/2018 年では 9.8%に減少している。これらの問題の原因は明らかになっておらず、更なる調査が必要となっている。

JICA はこれまで、課題別事業戦略（グローバルアジェンダ）：8. 教育）に基づく住民参画型教育改善クラスターの下、「コミュニティ参加型学校運営改善（みんなの学校）プロジェクト」をアフリカ 7 か国で実施している。エチオピアでも、オロミア州における学校運営改善支援や理数科教育の支援を行ってきた。さらに今般、エチオピア政府から、上記の SIP を中心とした学校運営制度の問題を分析し制度改善を目指すため、JICA に技術協力の要請があった。本案件は、

エチオピア教育省学校改善プログラム総局とともに、調査やパイロット活動を通して同国の学校運営制度の更なる改善のために具体的な提言を行うことを目指す。

## 7. プロジェクトの概要

- (1) カウンターパート機関  
エチオピア教育省 学校改善プログラム総局
- (2) 協力期間  
2021年10月下旬～2023年10月中旬までの計2年間
- (3) 対象地域、プロジェクトサイト、対象校  
アディスアベバ州と他のパイロット活動実施地域(活動実施時に決定)
- (4) プロジェクト目標  
エチオピアの学校運営制度の改善のための具体的な政策提言がなされる。
- (5) 期待される成果
  - ① エチオピアの現行の学校運営制度の現状分析が行われる。
  - ② 改善された学校運営モデルのパイロット活動が行われる。
  - ③ 具体的な学校運営制度改善のための提言がなされる。

## 8. 業務の内容

具体的業務内容は、以下を想定しているが、COVID-19の感染拡大状況や現地の治安状況等を踏まえ、具体的な渡航回数・業務日程は提案が可能。

### (1) 2021年度(2021年11月～2022年3月)：

#### 【国内準備】

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、エチオピア政府作成の関連報告書、国際学力調査報告書、学術論文等を参照し、エチオピアにおける現行の学校運営制度の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力（特に「住民参加型初等教育改善プロジェクト」(Ho! ManaBU: 2008年-2012年)の活動)の概要を把握・分析する。
- ② JICA 人間開発部及びエチオピア事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ ワークプラン案(英文)を JICA 人間開発部による確認ののち提出する。併せて、エチオピア事務所にもデータを送付する。

#### 【現地業務】

- ④ 現地業務開始時に、JICA エチオピア事務所、C/P 機関にワークプラン案(英文)を提出し、業務計画の承認を得る。
- ⑤ C/P 機関や各州教育局からエチオピアにおける基礎教育課程の学校運営

制度、特に SIP、GEQIP に関する情報収集、ヒアリングを行い、政策及びその実施状況を把握する。

- ⑥ エチオピアの学校運営制度の現状分析のためのベースライン調査の準備を C/P 機関と実施する。ベースライン調査は、2 州・各 20 校程度を想定しているが、C/P 機関と協議し、調査対象州・対象校等の決定、調査 ToR の作成を行う。
- ⑦ C/P 機関と現地委託先を選定し、同調査のインセプション会議を開催し、関係者と協議の上、調査方針を決定する。
- ⑧ 調査モニタリング等を通して現地委託先を監督し、同調査の質を担保する。

#### 【国内業務】

- ⑨ 調査結果を分析・整理し「ベースライン調査報告書」(英文)を JICA 人間開発部、エチオピア事務所、C/P 機関に提出、承認を得た上で最終化する。
- ⑩ 同報告書をもとに、改善された学校運営モデルのドラフトを行う。

#### 【現地業務】

- ⑪ 改善された学校運営モデルのドラフトを C/P 機関と精査する。精査したドラフトをエチオピア教育省の関係機関、他の関係者とワークショップ等を通して共有し、関係者のモデルづくりへの参加を促しつつドラフトを最終化する。

### (2) 2022 年度 (2022 年 4 月～2023 年 3 月) :

#### 【現地業務】

- ① 最終化されたドラフトモデルをもとに、C/P 機関と第 1 回パイロット活動の実施方針を協議・決定する。第 1 回のパイロット活動は、2 州、各 5 校程度を対象に実施することを想定している。
- ② 実施方針に基づき、第 1 回のパイロット活動の一環として、学校運営に携わる各種組織の機能強化に関する研修を実施する。
- ③ 上記の研修を受けた第 1 回パイロット活動の対象校を C/P 機関とモニタリングし、活動の成果をまとめる。

#### 【国内業務】

- ④ 「第 1 回パイロット活動報告書」(英文)を JICA 人間開発部、エチオピア事務所、C/P 機関に提出、承認を得た上で最終化する。

#### 【現地業務】

- ⑤ 第 1 回パイロット活動の結果・教訓を踏まえ、第 2 回パイロット活動の実施方針を C/P 機関と協議・決定する。第 2 回のパイロット活動は、2

州、各 50 校程度を対象に実施することを想定している。

- ⑥ 実施方針に基づき、第 2 回のパイロット活動の一環として、第 1 回パイロット活動を踏まえて改訂した研修を実施する。
- ⑦ 上記の研修を受けた第 2 回パイロット活動の対象校を C/P 機関とモニタリングし、モニタリングの結果をもとに「第 2 回パイロット活動報告書」（英文）を JICA 人間開発部、エチオピア事務所、C/P 機関に提出、承認を得た上で最終化する。

### **(3) 2023 年度 (2023 年 4 月～2023 年 10 月) :**

#### **【現地業務】**

- ① パイロット活動後の対象校の学校運営の現状をベースライン調査時と比較して調査するため、エンドライン調査の準備を C/P 機関と実施する。エンドライン調査は 2 州・各 20 校程度対象に実施することを想定しているが、C/P 機関と協議し、調査対象州や対象校の決定及び調査 ToR の作成を行う。
- ② C/P 機関と現地委託先を選定し、同調査のインセプション会議を開催、関係者と協議の上、調査方針を決定する。
- ③ 調査モニタリング等を通して現地委託先を監督し、同調査の質を担保する。

#### **【国内業務】**

- ④ 調査結果を分析・整理し「エンドライン調査報告書」（英文）を JICA 人間開発部、エチオピア事務所、C/P 機関に提出、承認を得た上で最終化する。

#### **【現地業務】**

- ⑤ C/P 機関とエチオピアの学校運営制度改善のための提言ドラフトを「学校運営制度改善のための提言」（英文）として JICA 人間開発部、エチオピア事務所、C/P 機関に提出、共有する。連邦教育省の関係機関や他の関係者とワークショップを開催するなど、関係者の意見を集約したうえで提言を最終化する。
- ⑥ 最終化した提言を連邦教育省に発出する。

#### **【国内業務】**

- ⑦ 専門家業務完了報告書（和文）を JICA 人間開発部に提出し、報告する。
- ⑧ 専門家業務完了報告書（和文）を監督職員に報告する

## **9. 報告書等**

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。体裁はいずれも簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

- (1) 業務ワークプラン（全体及び各派遣時）  
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。提出部数は英文 3 部（JICA 人間開発部、JICA エチオピア事務所、C/P 機関へ各 1 部）。
- (2) 「ベースライン調査報告書」（英文）  
エチオピアの学校運営制度の現状分析のための調査の結果を関係者と共有するために作成。提出部数は英文 3 部（JICA 人間開発部、JICA エチオピア事務所、C/P 機関へ各 1 部）。
- (3) 「第 1 回パイロット活動報告書」（英文）  
第 1 回のパイロット活動の概要と成果、教訓をまとめ関係者と共有するために作成。提出部数は英文 3 部（JICA 人間開発部、JICA エチオピア事務所、C/P 機関へ各 1 部）。
- (4) 「第 2 回パイロット活動報告書」（英文）  
第 2 回のパイロット活動のモニタリング結果をまとめ関係者と共有するために作成。提出部数は英文 3 部（JICA 人間開発部、JICA エチオピア事務所、C/P 機関へ各 1 部）。
- (5) 「エンドライン調査報告書」（英文）  
パイロット活動後の対象校の学校運営の現状をベースライン調査時と比較してまとめ、関係者と共有するたえに作成。提出部数は英文 3 部（JICA 人間開発部、JICA エチオピア事務所、C/P 機関へ各 1 部）。
- (6) 「学校運営制度改善のための提言」（英文）  
エチオピアの学校運営制度改善のための提言をまとめ、関係者と共有するために作成。提出部数は英文 3 部（JICA 人間開発部、JICA エチオピア事務所、C/P 機関へ各 1 部）。
- (7) 専門家業務完了報告書（和文 3 部）  
2023 年 9 月 29 日(金)までに提出。  
現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を、JICA 人間開発部及びエチオピア事務所に提出し、報告する。また上記(2)～(6)の報告書の電子データ及びクリーニング済みデータセットも参考資料として添付する。

## 10. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate\\_202103.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf)

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、日本⇒アディスアベバ⇒日本を標準とします。
- (2) 一般業務費  
以下に記載の一般業務費については、JICA エチオピア事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。
- ・ 現地傭人費（現地アシスタント）
  - ・ 消耗品（研修用文具等含む）
  - ・ 旅費・交通費（業務従事者の通勤費、域内出張費及びレンタカー代）
  - ・ 通信・運搬費（業務従事者、現地アシスタント用携帯電話通話・データ通信費）
  - ・ 資料作成費
  - ・ 研修、セミナー開催費
  - ・ ローカルコンサルタント等調査委託費
- \* 臨時会計役とは、会計役としての職務（例：在外事業強化費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。
- (3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費  
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

## 11. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
- ① 現地業務日程  
8. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。現時点でエチオピア入国時には7日間の隔離期間が必要です。隔離期間中の数日間は遠隔で業務を実施予定です。
  - ② 現地での業務体制  
本業務に係る現地業務従事者は、本コンサルタントと現地アシスタント1名（通訳、事務作業等補佐）となります。
  - ③ 便宜供与内容  
ア) 空港送迎：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり  
イ) 宿舎手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり  
ウ) 車両借上げ：プロジェクト事務所への通勤費、アディスアベバから



の移動のためのレンタカー代を支給する。

エ) 通 訊 備 上 : 現地アシスタント (通 訊、事 務 作 業 等 補 佐) を 備 上 する。

オ) 現地日程のアレンジ : 第 1 次現地派遣開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供 : 連邦教育省内における執務スペース提供

## (2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当 JICA 人間開発部基礎教育グループ (TEL:03-5226-8311) にて配布します。

・「エチオピア国基礎教育セクターレビュー」(2020 年、エチオピア理数科教育アドバイザー (当時) 作成の報告書)

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料 : 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・ タイトル : 「配布依頼 : 情報セキュリティ関連資料」

・ 本 文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

## (3) プレゼンテーションの実施

本案件の評価に当たっては、プレゼンテーションは実施しません。

## (4) その他

① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エチオピア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れ

る体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上